

薬物のない学生生活のために

～薬物の危険は意外なほど身近に迫っています～

大麻



知覚を変化させるが、恐慌状態(いわゆるパニック)を引き起こすこともある。乱用を続けると、勉強に支障をきたすだけでなく、記憶障害、人格変化を起こす。

MDMA



知覚を変化させる。大量に摂取すると高体温になり、死に至る。

ヘロイン



皮膚が鳥肌立ち、全身の強烈な痛みと痙攣におそわれる(禁断症状)。大量に摂取すると死に至る。

コカイン



幻覚や妄想が現れる。大量に摂取すると全身痙攣を起こすほか、死に至る。

危険ドラッグ



麻薬などに類似した構造をもつ有害で粗悪な物質が使用されており、吐き気、頭痛、精神への悪影響や意識障害などの他、死亡に至る場合もある。

幻覚性きのこ

(いわゆるマジックマッシュルーム)



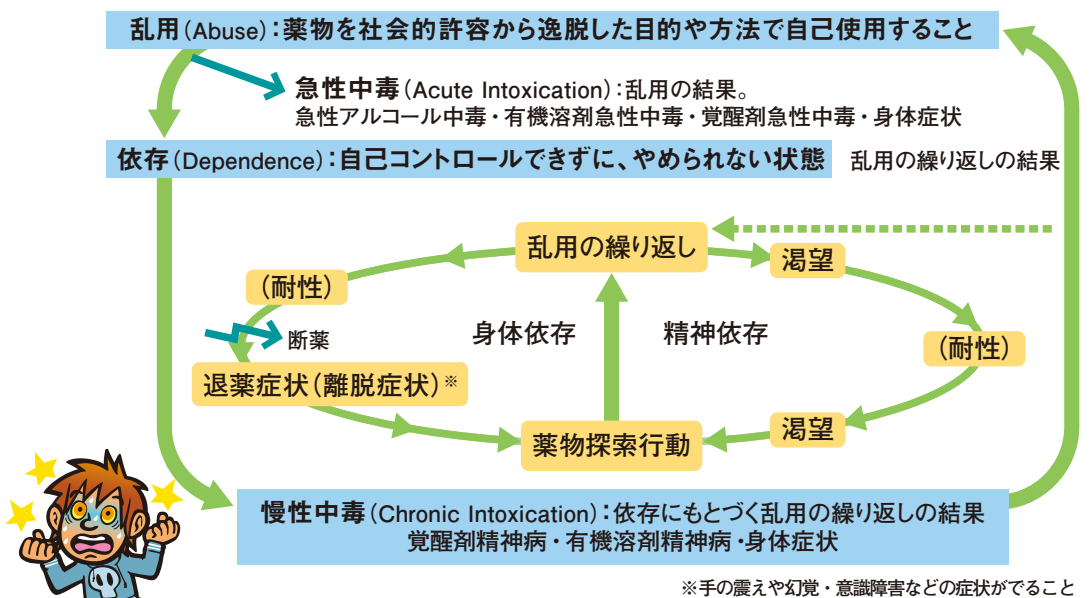
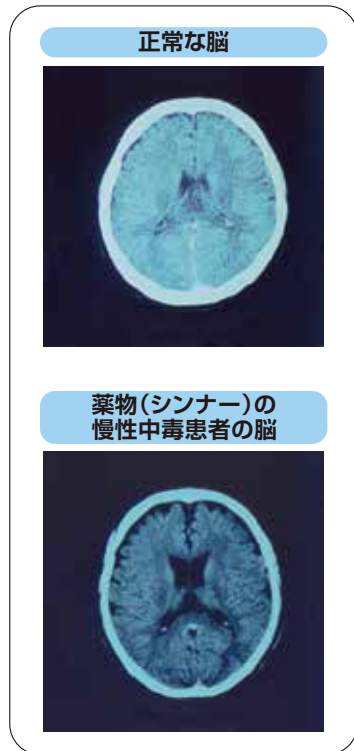
幻覚を引き起こすこともあるが、呼吸困難を起こすことが多い。大量に摂取すると死に至る。

覚醒剤



幻覚や妄想が現れ、中毒性精神病になりやすい。使用をやめても再燃(フラッシュバック)することがある。大量に摂取すると死に至る。

薬物乱用の最大の怖さは、依存です!



一度ダメージを与えられた脳は、薬物を使う前の状態に戻らないと考えられています。

大麻や危険ドラッグを誤解していませんか?



- インターネット等で、「大麻は身体への悪影響がない」「依存性がない」などの誤った情報が氾濫しています。しかし、実際には大麻を乱用すると、大麻の花や葉に含まれる成分「THC(テトラヒドロカンナビノール)」が脳に作用して下図のような様々な不具合を引き起こします。
- 特に成長期にある若者の脳に対して影響が強いことも判明しています。間違った情報に流されず、正しい知識で判断しましょう!

大麻の乱用による影響		大麻の有害性		大麻を長く使い続ける影響	
知覚の変化	学習能力の低下	運動失調	精神障害	IQ(知能指数)の低下	薬物依存
時間や空間の感覚がゆがむ	短期記憶が妨げられる	瞬時の反応が遅れる	統合失調症やうつ病を発症しやすくなる	短期・長期記憶や情報処理速度が下がる	大麻への欲求が抑えられなくなる



- 「危険ドラッグ」は、「ハーブ」、「お香」、「バスソルト」などと用途を偽装したり、「合法」、「安全」などとだまして売られています。指定薬物又は麻薬として製造や販売が禁止されている物質が入っていることもあります。また、指定薬物又は麻薬については、その所持、使用等が禁止されており、違反した場合には罰則が科せられます。
- 使用した際に何が起こるか分かりません。呼吸困難を起こしたり、死亡したりすることがあります。
- 危険ドラッグについての詳細は、次のページから。

あやしいヤクブツ連絡ネット

検索

<https://www.yakubutsu.mhlw.go.jp/>

薬物乱用は、 あなただけの問題ではありません!

薬物に費やされる
お金によって、
金銭問題が頻発します。

家族の問題

- ・ 家族の心身への負担
- ・ 家族機能の障害
- ・ 家庭内暴力
- ・ 家族崩壊

健康の問題

- ・ 性格の変化
- ・ 精神障害
- ・ 身体的障害

対人関係の問題

- ・ トラブルの頻発
- ・ 友人知人の喪失
- ・ 孤立
- ・ 薬物乱用仲間の形成

大学では、**薬物事犯に対して、
退学などの厳しい処分**が
下されています。

学生生活の問題

- ・ 学業怠慢
- ・ 学則に基づく処分
- ・ 社会的制裁



社会的な問題

- ・ 事故の多発
- ・ 薬物汚染
- ・ 犯罪の多発

薬物は、**暴力団の
収入源になる**など、
**社会の安全を
脅かすもの**です。

薬物乱用を取り締まる法律

●持っているだけでも
罰せられます

●懲役刑など厳しく
罰せられます

覚醒剤
覚醒剤取締法
懲役10年

大麻
大麻取締法
懲役5年

指定薬物
医薬品
医療機器等法
懲役3年

MDMA
麻薬及び
向精神薬取締法
懲役7年

コカイン
麻薬及び
向精神薬取締法
懲役7年

ヘロイン
麻薬及び
向精神薬取締法
懲役10年

あへん
あへん法
懲役7年

シンナー等
毒物及び
劇物取締法
懲役1年

※「非営利目的の所持・譲渡」の最高刑

薬物乱用のない社会と学生生活を!

薬物乱用の開始の背景には、好奇心、周囲の人々からの誘い、断りにくい人間関係、薬物を手に入れやすい環境などがあります。

- ◎薬物をすすめられても答えは **No!**
- ◎危険な場所に近づかないこと、逃げることも「**勇気**」です。
- ◎薬物をすすめる友達や恋人は、あなたにとって大切な人ではありません。

薬物乱用の Q&A

Q1 薬物を使うと、やせることができたり、勉強がはかどったりするって本当ですか？

A1 **答えはNo!です。**覚醒剤などの薬物は、中枢神経系に作用して、一時的に心身をだまして食欲や眠気をなくすだけです。作用がなくなると異常に食欲が強まったり、強い疲労感、倦怠感や脱力感が襲ってきて勉強どころではなくなります。

Q2 海外では大麻の使用が認められている国がありますが、安全なんですか？

A2 **答えはNo!です。**「海外では合法的な国があるから大麻は安全だ」という主張を耳にすることがあるかもしれませんが、法律などの規則はそれぞれの国の事情や背景をもとに作られているため、「海外で合法だから大麻は安全」ということではありません。WHOは、大麻は「乱用のおそれがあり、悪影響を及ぼす物質」と警告しています。

Q3 危険ドラッグは合法で安全と聞きますが、本当に大丈夫なんですか？

A3 **答えはNo!です。**危険ドラッグは、覚醒剤など規制薬物の化学構造に似せて作られており、規制薬物と同等の作用を有する成分を含む商品が多く大変危険です。また、危険ドラッグの中には、合法と称して麻薬などの規制薬物や指定薬物が含まれていた例もありますので**絶対に手を出してはいけません。無責任なうわさに惑わされてはいけません。**

Q4 薬物をすすめられたらどう対処すればいいですか？

A4 **きっぱり「いやだ!」と言いましょ。**「嫌われる」と思っても、はっきり「いやだ!」と言うべきです。その後起こる重大な結果を思い浮かべ、最初に「No」と言うことが大切です。“きっぱり断る”“逃げる”勇気を持ちましょ!
そのようなものをすすめる友達や恋人は、あなたにとって大切な人ではありません。

Q5 薬物の問題で困っているときに、相談できる場所がありますか？

A5 **答えはYes!です。**各都道府県には、薬物乱用防止の相談窓口(精神保健福祉センターなど)があります。薬物問題で困っているときには、相談してみてください。

薬物乱用防止相談窓口

検索

携帯電話から

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/other/madoguchi.html>



手遅れになるまえに相談を!

専門家が秘密厳守で相談にのってくれます。

友だちから誘われて
困っているんだ…
仲間外れに
なりたくなくて…

この間、
ノリで使ったやつ
薬物だったら
どうしよう…

毎日が辛くて、
このままだと薬物に
手を出してしまいそう…



薬物について相談できる窓口はこちら

北海道	北海道厚生局麻薬取締部	☎011-726-1000	近畿厚生局麻薬取締部神戸分室	☎078-391-0487
	北海道医務業務課	☎011-204-5265	福井県医薬食品・衛生課	☎0776-20-0347
	北海道立精神保健福祉センター	☎011-864-7121	福井県総合福祉相談所	☎0776-24-7311
	札幌こころのセンター	☎011-622-0556	滋賀県業務課	☎077-528-3634
東北	東北厚生局麻薬取締部	☎022-227-5700	滋賀県立精神保健福祉センター	☎077-567-5010
	青森県医療業務課	☎017-734-9289	京都府業務課	☎075-414-4790
	青森県立精神保健福祉センター	☎017-787-3951	京都府精神保健福祉総合センター	☎075-641-1810
	岩手県健康保険課	☎019-629-5467	京都市こころの健康増進センター	☎075-314-0355
	岩手県精神保健福祉センター	☎019-629-9617	大阪府業務課	☎06-6941-9078
	宮城県業務課	☎022-211-2653	大阪府こころの健康総合センター	☎06-6691-2811
	宮城県精神保健福祉センター	☎0229-23-0021	大阪府こころの健康センター	☎06-6922-8520
	仙台市精神保健福祉総合センター	☎022-265-2191	堺市こころの健康センター	☎072-245-9192
	秋田県医療事務課	☎018-860-1407	兵庫県業務課	☎078-362-3270
	秋田県精神保健福祉センター	☎018-831-3946	兵庫県精神保健福祉センター	☎078-252-4980
	山形県健康福祉企画課	☎023-630-2333	神戸市健康福祉センター	☎078-371-1900
	山形県精神保健福祉センター	☎023-624-1217	奈良県業務課	☎0742-27-8664
	福島県業務課	☎024-521-7233	奈良県精神保健福祉センター	☎0744-47-2251
	福島県精神保健福祉センター	☎024-535-3556	和歌山県業務課	☎073-441-2663
関東信越	関東信越厚生局麻薬取締部	☎03-3512-8690	和歌山県精神保健福祉センター	☎073-435-5194
	関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室	☎045-201-0770	中国四国厚生局麻薬取締部	☎082-228-8974
	茨城県業務課	☎029-301-3388	鳥取県医療・保険課	☎0857-26-7203
	茨城県精神保健福祉センター	☎029-243-2870	鳥取県立精神保健福祉センター	☎0857-21-3031
	栃木県業務課	☎028-623-3119	島根県衛生課	☎0852-22-5259
	栃木県精神保健福祉センター	☎028-673-8785	島根県立心と体の相談センター	☎0852-21-2045
	群馬県業務課	☎027-226-2665	岡山県医薬安全課	☎086-226-7341
	群馬県こころの健康センター	☎027-263-1156	岡山県精神保健福祉センター	☎086-201-0828
	埼玉県業務課	☎048-830-3633	岡山市こころの健康センター	☎086-803-1273
	埼玉県立精神保健福祉センター	☎048-723-3333	広島県業務課	☎082-513-3221
	さいたま市こころの健康センター	☎048-762-8548	広島県立総合精神保健福祉センター	☎082-884-1051
	千葉県業務課	☎043-223-2620	広島市精神保健福祉センター	☎082-245-7731
	千葉県精神保健福祉センター	☎043-263-3891	山口県業務課	☎083-933-3018
	千葉市こころの健康センター	☎043-204-1582	山口県精神保健福祉センター	☎083-902-2672
	東京都業務課	☎03-5320-4505	四国厚生局麻薬取締部	☎087-823-8800
	東京都立中部総合精神保健福祉センター	☎03-3302-7575	徳島県業務課	☎088-621-2233
	東京都立多摩総合精神保健福祉センター	☎042-376-1111	徳島県精神保健福祉センター	☎088-625-0610
	東京都立精神保健福祉センター	☎03-3844-2210	香川県業務課	☎087-832-3301
	神奈川県業務課	☎045-210-4972	香川県精神保健福祉センター	☎087-804-5565
	神奈川県精神保健福祉センター	☎045-821-8822	愛媛県業務課	☎089-912-2393
	横浜市こころの健康相談センター	☎045-671-4455	愛媛県心と体の健康センター	☎089-911-3880
	川崎市精神保健福祉センター	☎044-200-3195	高知県医療事務課	☎088-823-9682
	相模原市精神保健福祉センター	☎042-769-9818	高知県立精神保健福祉センター	☎088-821-4966
	新潟県医療事務課	☎025-280-5187	九州厚生局麻薬取締部	☎092-431-0999
	新潟県精神保健福祉センター	☎025-280-0111	九州厚生局麻薬取締部小倉分室	☎093-591-3561
	新潟市こころの健康センター	☎025-232-5560	福岡県業務課	☎092-643-3287
	山梨県衛生業務課	☎055-223-1491	福岡県精神保健福祉センター	☎092-582-7500
	山梨県立精神保健福祉センター	☎055-254-8644	福岡市精神保健福祉センター	☎092-737-8825
	長野県薬事管理課	☎026-235-7159	北九州市立精神保健福祉センター	☎093-522-8729
	長野県精神保健福祉センター	☎026-227-1810	佐賀県業務課	☎0952-25-7082
東北北陸	東北北陸厚生局麻薬取締部	☎052-961-7000	佐賀県精神保健福祉センター	☎0952-73-5060
	富山県くすり政策課	☎076-444-3234	長崎県業務行政室	☎095-895-2469
	富山県心の健康センター	☎076-428-1511	長崎県こども・女性・障害者支援センター	☎095-854-5115
	石川県業務衛生課	☎076-225-1442	熊本県業務衛生課	☎096-333-2242
	石川県こころの健康センター	☎076-238-5761	熊本県精神保健福祉センター	☎096-386-1166
	岐阜県業務水道課	☎058-272-8285	熊本市こころの健康センター	☎096-362-8100
	岐阜県精神保健福祉センター	☎058-231-9724	大分県業務室	☎097-506-2650
	静岡県業務課	☎054-221-2413	大分県こころからの相談支援センター	☎097-541-5276
	静岡県精神保健福祉センター	☎054-286-9245	宮崎県医療業務課業務対策室	☎0985-26-7060
	静岡市こころの健康センター	☎054-262-3011	宮崎県精神保健福祉センター	☎0985-27-5663
	浜松市精神保健福祉センター	☎053-457-2709	鹿児島県業務課	☎099-286-2804
	愛知県医薬安全課	☎052-954-6305	鹿児島県精神保健福祉センター	☎099-218-4755
	愛知県精神保健福祉センター	☎052-962-5377	九州厚生局沖縄麻薬取締支所	☎098-854-0999
	名古屋市精神保健福祉センター	☎052-483-3022	沖縄県衛生業務課	☎098-866-2055
	三重県業務感染対策課	☎059-224-2330	沖縄県立総合精神保健福祉センター	☎098-888-1443
	三重県こころの健康センター	☎059-223-5241		
近畿	近畿厚生局麻薬取締部	☎06-6949-3779		

● 全国各保健所
● 各都道府県警察署

学生のみなさんへ

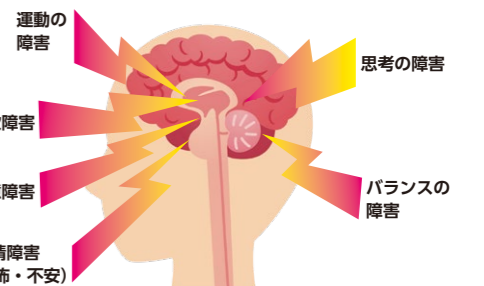
薬物大麻の誤解と危険!



薬物は脳にダメージを与えます。

私たちの脳は、すごいスピードで情報を処理し、心と身体をコントロールする優れた仕組みを持っています。しかし、**薬物を乱用すると脳の仕組みにダメージ**を与え、乱用が続けられるなかで様々な障害を引き起こします。そして、一度ダメージを与えられた脳は、薬物を使う前の状態には戻らなくなってしまいます。

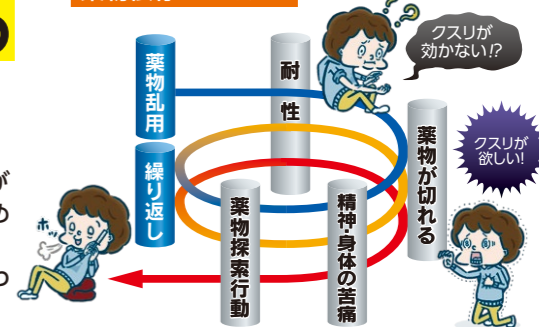
主な脳への障害



薬物はやめられなくなるから危険!

薬物は乱用を続けると「**耐性**」ができて同じ量では効かなくなり、使用量が増えていきます。また「**依存性**」によって、自分の意志だけではやめたくてもやめられなくなってしまいます。薬物をやめ、通常の社会生活をするまで回復するためには、生涯にわたって適切な治療や周囲のサポートが必要になります。

薬物依存のサイクル



厚生労働省

〒100-8916
東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL:03-5253-1111 (代表)

薬物乱用問題についてさらに詳しくは
厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省 薬物乱用 検索

QRコードで
携帯電話でも
ご覧いただけます。
(2020年度版)



厚生労働省

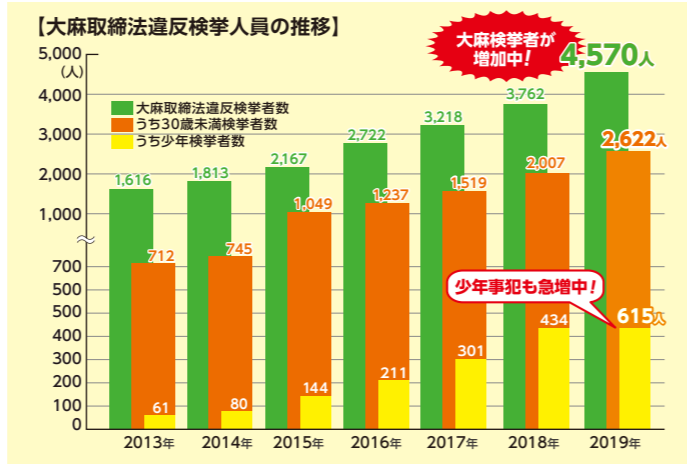
文部科学省

いま、危険度が増しているのは大麻です!

若者の検挙者が急増中!

ここ数年、大麻による検挙者が急増しています。2019年には大麻の検挙者数は過去最多の4,570人となり、そのうち半数以上は30歳未満の若者でした。なかでも急増しているのが少年で、2019年には6年前の10倍以上となる615人が検挙されています。

その原因の一つとしてインターネット等に氾濫している大麻についての間違った知識や情報が影響していることが考えられており、注意が必要な状況です。



出典：厚生労働省・警察庁・財務省・海上保安庁の統計資料より

大麻は身体への悪影響はない? → NO 有害です!

インターネット等で、「大麻は身体への悪影響がない」「依存性がない」などの誤った情報が氾濫しています。しかし、実際には大麻を乱用すると、大麻の花や葉に含まれる成分「THC(テトラヒドロカンナビノール)」が脳に作用して下図のような様々な不具合を引き起こします。特に成長期にある若者の脳に対して影響が強いことも判明しています。間違った情報に流されず、正しい知識で判断しましょう!

大麻の乱用による影響			大麻の有害性		大麻を長く使い続ける影響	
知覚の変化	学習能力の低下	運動失調	精神障害	IQ(知能指数)の低下	薬物依存	
時間や空間の感覚がゆがむ	短期記憶が妨げられる	瞬時の反応が遅れる	統合失調症やうつ病を発症しやすくなる	短期・長期記憶や情報処理速度が下がる	大麻への欲求が抑えられなくなる	

海外で合法だから大麻は安全? → NO 間違いです!

大麻について「海外では合法的な国があるから安全だ」という主張を耳にすることがあるかもしれません。しかし、薬物を取り巻く環境は日本と海外では大きく違います。法律などの規則はそれぞれの国の事情や背景をもとに作られているため、「海外で合法だから大麻は安全」ということではありません。

大麻の所持や使用が犯罪にならない国や地域であっても、**大麻の有害性の影響を大きく受ける未成年の所持や使用は禁じられています。**間違った主張に流されないようにしましょう!



SNSでの薬物の誘いに注意!

近年、薬物が密売買される手段として危険が拡大しているのがSNSです。SNS上では大麻を意味する隠語などが使われ、大麻などの購入を促す内容が多く投稿されています。実際に未成年の学生がSNSを通して売人から大麻を購入した事件が複数報告されており、大きな問題となっています。

SNSを通して薬物の売人と関わることは、多くの危険を伴います。もし、そのような投稿を見つけても誘いに乗らないようにしましょう。

大麻の加工品や大麻を含んだ食品に気をつけて!

大麻から成分を抽出した「大麻リキッド」や「大麻ワックス」など新しいタイプの加工品の摘発も増加しています。また、海外でお土産として売られているチョコレートやクッキー、キャンディなどの中に**大麻が含まれている**ことがあります。誤って口にして体調不良で救急搬送された事例も発生しているので十分に注意しましょう。



大麻や覚醒剤などの薬物は、誰かに渡したり、持っているだけでも法律によって厳しく罰せられます。

大麻所持・譲渡	覚醒剤所持・譲渡	コカイン・MDMAなど所持・譲渡	ヘロイン所持・譲渡	指定薬物所持・譲渡	あへん所持・譲渡
大麻取締法 5年以下の懲役	覚醒剤取締法 10年以下の懲役	麻薬及び向精神薬取締法 7年以下の懲役	麻薬及び向精神薬取締法 10年以下の懲役	医薬品医療機器等法 3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金	あへん法 7年以下の懲役
大麻	覚醒剤	コカイン	MDMA		

薬物の誘いに、きっぱりNo!と断る勇気を!

薬物を乱用するきっかけは「友人からの誘い」が多いということが報告されています。言葉で断れる場合は**勇気をもってきっぱり断る**ことが大切です。でも、身近な友人から誘われた場合には「仲間外れにされるのが怖い」などの理由で、断りづらいつと感ずるかもしれません。そんな時は、とにかくその場から立ち去りましょう。**立ち去ることも勇気**です。

一人で問題を抱え込まないで、信頼できる大人や専門の窓口にご相談ください。

